

薬食発第 0801001号
平成 19・07・31 製局第 3号
環保企発第 070801001号
平成 19 年 8 月 1日

社団法人日本化学工業品輸入協会
会長 鈴木 正隆 殿

厚生労働省医薬食品局長 高橋 直人

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘

環境省総合環境政策局環境保健部長 上田 博三

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム推進のための更なる御協力の
お願い

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平成 17 年 6 月に開始いたしました「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称: Japan チャレンジプログラム)」について、貴協会におかれましては日頃から多大な御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、環境安全に対する国民の関心は高く、化学物質についても国民がその安全性情報を手にしやすい環境作りが急務となっております。また、企業の社会的責任についての議論も進んでおり、化学物質の安全性情報の提供の重要性も高まっております。さらに、国際的な動きとしても、既に産業界が自主的に参画されている OECD / ICCA HPV プログラムや、米国での自主的な安全性情報収集のプログラムが進められてきているところです。他方、先日施行された欧州における新化学物質規制 (REACH) では、企業が安全性情報を収集・登録しなければ、化学物質を上市できない仕組みが整備されました。このような中、我が国においては、Japan チャレンジプロ

グラムを立ち上げ、国内製造・輸入量が1,000トン以上の優先情報収集対象物質リストを公表し、官民が連携した化学物質の安全性情報の収集・発信の推進に取り組んでいるところです。特に、優先情報収集対象物質のうちOECD等海外で情報収集予定のものを除いた物質については、貴協会の積極的な御協力もあり、現在およそ80物質について企業・団体からスポンサー登録をいただいております。

本プログラムにおいて、来年4月以降に中間評価が予定されており、また、平成21年3月までスポンサー登録を受け付けることとしています。厚生労働省、経済産業省及び環境省といたしましては、引き続き、スポンサー登録がなされていない優先情報収集対象物質(64物質。以下「スポンサー未登録物質」という。)について多くの企業・団体からのスポンサー登録をお願いしつつ、本プログラムの推進に一層取り組んでまいります。つきましては、貴協会におかれましても、スポンサー未登録物質に対するスポンサー登録を今後更に増加させるため、コンソーシアムの形成を含め貴協会会員企業・団体に対して本プログラムへの積極的な参加を働きかけていただきますよう、改めて御協力をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会のますますの御活躍を心よりお祈り申し上げます。

<参考資料>

- ・ 既存化学物質の安全性情報の収集・発信プログラム - J a p a n チャレンジプログラム - の概要
- ・ スポンサー未登録物質リスト

(問い合わせ・相談窓口)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

TEL: 03-3595-2298
FAX: 03-3593-8913
e-mail: exchpro@mhlw.go.jp

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

TEL: 03-3501-0605
FAX: 03-3501-2084
e-mail: qqhbbfa@meti.go.jp

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

TEL: 03-5521-8253
FAX: 03-3581-3370
e-mail: chem@env.go.jp

既存化学物質の安全性情報の収集・発信プログラム - Japan チャレンジプログラム - の概要

1. プログラムの目的及びその概要

Japan チャレンジプログラムは、産業界と国の連携により、「化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること」を目的とし、平成17年6月から開始した。

具体的には、国内年間製造・輸入量が1000トンを以上である物質を「優先情報収集対象物質¹」として選定し、2008年度末を目途に、経済協力開発機構(OECD)における取組等の海外における取組でも情報収集の予定がない物質について、安全性情報を収集するスポンサーを募集している。収集された安全性情報は国が一元的に管理し、HP等を活用し、広く国民に発信していく予定である。また、平成20年4月以降に、プログラムの進捗状況及び成果をとりまとめて中間評価を実施する予定である。

2. プログラムの流れ

事業者等によるスポンサー表明²

事業者、事業者団体、複数事業者から成るコンソーシアム等は、優先情報収集対象物質リストの中から自らがスポンサーとなって安全性情報の収集にあたる物質を選定し、スポンサー表明を行う。情報の収集にあたっては、類似するいくつかの化学物質をグループ化してカテゴリー評価を行うこともできる。(カテゴリー評価に際しては国が支援を行っている。)

スポンサーによる情報の収集及び報告

スポンサーは、各評価項目について、文献情報、手持ちデータ等既存データが活用できるか検討し、情報のない項目については試験を実施することにより安全性情報を収集して、国がOECDのSID S項目をベース作成した「テンプレート」³を埋めて報告する。国の既存点検結果を含め、既存データを可能な限り活用することとし、データの信頼性については、政府及び専門家が確認をする。

収集された化学物質安全性情報の発信

国は収集情報をデータベースにて一元管理し公表することにより、化学物質の安全性情報を広く国民に発信する。

¹ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/kizonpro/challenge/list.pdf この「優先情報収集物質リスト」中、「国際的情報収集状況」欄が空欄のものについて、事業者のスポンサーを募集している。

² スポンサー登録手続きの詳細は「スポンサーマニュアル」参照

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/g3_1_bosyuu2.htm

³ テンプレートは、http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/g5_teikyuu2.htm 参照

3. 事業者と国の役割分担

(1) 事業者の役割

スポンサーとなり安全性情報を収集

優先情報収集対象物質のうち情報収集予定のない化学物質についてスポンサーとなり、既存データの取りまとめ、試験の実施等により安全性情報を収集し、テンプレートの形で報告する。

OECD / HPVプログラムへの参加(希望する場合)

(2) 国の役割

データの信頼性の確認とカテゴリー支援

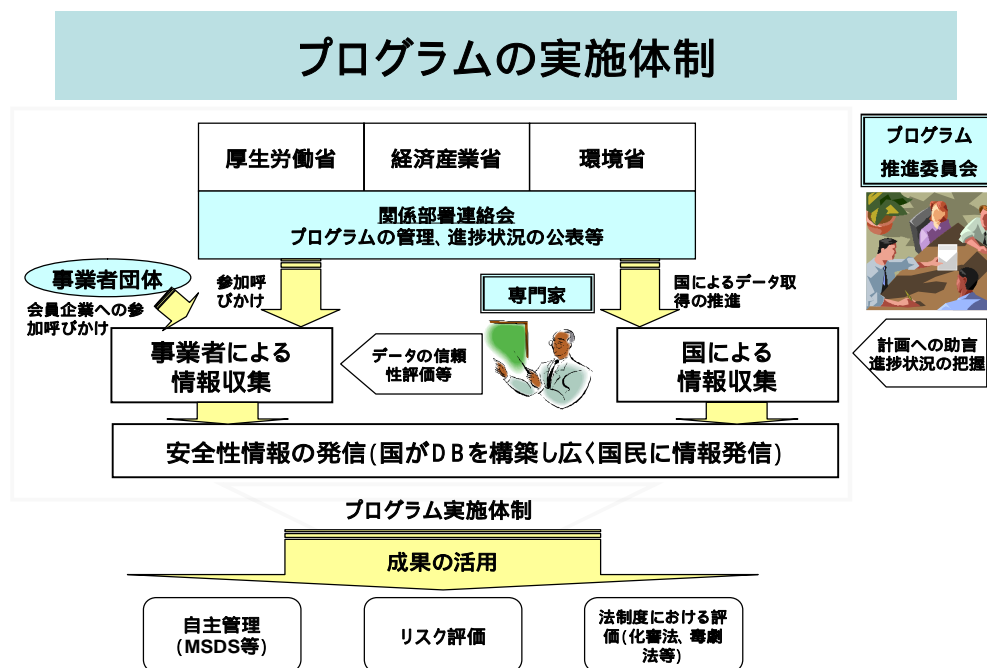
スポンサーが安全性情報を収集する際に、国及び専門家はデータの信頼性の確認を行う。また、カテゴリー評価を希望する場合には、国はそれを支援する。

データベースを構築し情報を発信

国はデータベースを構築し、国及び事業者が行った情報収集結果を整理して、データベースに収載し、広く国民に発信する。また、OECD / HPVプログラム等海外において収集された情報や、国が行った既存点検結果についても広く国民の利用に供することができるようアクセスを容易化する。

OECD / HPVプログラムへの参加を支援

事業者が自らスポンサーをした化学物質について、OECD / HPVプログラムに参加・貢献することを希望する場合には、国は評価文書の作成等につき支援を行う。



スポンサー未登録物質リスト

CAS 番号	英文名称
58-56-0	pyridoxine hydrochloride
89-98-5	2-chlorobenzaldehyde
91-22-5	quinoline
92-84-2	phenothiazine
95-13-6	indene
95-51-2	o-Chloroaniline
97-36-9	2',4'-dimethylacetoacetanilide
104-83-6	alpha,4-dichlorotoluene
106-62-7	2-(2-hydroxypropoxy)propanol
107-35-7	taurine
109-70-6	1-bromo-3-chloropropane
110-44-1	hexa-2,4-dienoic acid
122-01-0	4-chlorobenzoyl chloride
141-02-6	bis(2-ethylhexyl) fumarate
542-92-7	cyclopentadiene
585-34-2	3-tert-Butylphenol
585-88-6	4-O-alpha-D-glucopyranosyl-D-glucitol
590-00-1	2,4-Hexadienoic acid, potassium salt
591-27-5	3-aminophenol
626-17-5	benzene-1,3-dicarbonitrile
657-27-2	lysine hydrochloride
681-84-5	Tetramethoxy silane
811-97-2	norflurane
814-80-2	calcium dilactate
873-94-9	3,3,5-trimethylcyclohexan-1-one
934-80-5	4-ethyl-o-xylene
939-97-9	4-tert-butylbenzaldehyde
1459-93-4	dimethyl isophthalate
1561-92-8	sodium 2-methylprop-2-ene-1-sulphonate
2409-55-4	2-tert-butyl-p-cresol
2420-17-9	5-(4-hydroxyphenyl)imidazolidine-2,4-dione
2687-91-4	1-ethylpyrrolidin-2-one
3121-61-7	2-methoxyethyl acrylate
3699-30-7	potassium diethyldithiocarbamate
5359-04-6	Ethanone, 1-[4-(1-methylethenyl)phenyl]-

CAS 番号	英文名称
6132-04-3	1,2,3-Propanetricarboxylic acid, 2-hydroxy-, trisodium salt, dihydrate
6143-33-5	1,4,4a,9a-Tetrahydro-1,4-methanofluorene
6192-52-5	Benzenesulfonic acid, 4-methyl-,monohydrate
6196-95-8	4-(1-phenylethyl)-o-xylene
6842-15-5	1-Propene, tetramer
6869-07-4	Propanenitrile, 2,2'-hydrazobis[2-methyl-
7059-16-7	zinc bis(O,O-dioctyl) bis(dithiophosphate)
7299-99-2	2,2-bis[[[2-ethyl-1-oxohexyl)oxy]methyl]propane-1,3-diyl bis(2-ethylhexanoate)
13192-40-0	zinc bis(O,O-di-sec-butyl) bis(dithiophosphate)
14103-61-8	bis(3,5,5-trimethylhexyl) phthalate
15163-46-9	sodium o-dodecylbenzenesulphonate
19090-60-9	adipic acid, ammonium salt
21539-58-2	sodium N-methyl-N-(1-oxododecyl)-beta-alaninate
24634-61-5	potassium (E,E)-hexa-2,4-dienoate
28510-23-8	2,2-dimethylpropane-1,3-diyl 2-ethylhexanoate
36443-68-2	ethylenebis(oxyethylene) bis[3-(5-tert-butyl-4-hydroxy-m-tolyl)propionate]
40372-72-3	4,4,15,15-tetraethoxy-3,16-dioxa-8,9,10,11-tetrathia-4,15-disilaoctadecane
53770-52-8	zinc 3,5-bis(alpha-methylbenzyl)salicylate
61788-76-9	Alkanes, chloro
68424-16-8	Fatty acids, C14-18 and C16-18-unsatd., calcium salts
68479-98-1	diethylmethylbenzenediamine
68551-15-5	Alkanes, C8-10-iso-
68648-86-2	Benzene, C4-16-alkyl derivs.
68784-25-8	Phenol, dodecyl-, sulfurized, carbonates, calcium salts
70024-71-4	Benzenesulfonic acid, mono-C16-24-alkyl derivs., calcium salts, overbased
76123-46-1	Acetic acid, calcium magnesium salt
83846-43-9	Benzoic acid, 2-hydroxy-, mono-C>13-alkyl derivs., calcium salts (2:1)
84852-53-9	1,1'-(ethane-1,2-diyl)bis[pentabromobenzene]
129188-99-4	Phenol, 4,4'-(3,3,5-trimethylcyclohexylidene)bis-